

第1章 総論

○ 地域福祉のあり方と計画策定の背景

福祉施策が対象別・課題別に発展・充実してきた一方で、ダブルケアや老老介護といった複合的な課題や、ひきこもりなど制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても相談につながらず地域の中で孤立しているケースなど、複合化・複雑化した課題が顕在化してきており、いわば「縦割り」の公的支援の仕組みだけでは十分に対応できない課題が深刻化してきている傾向があります。また、着実に進展する少子化・高齢化や単身世帯の増加、近年、頻発化、激甚化の傾向にある自然災害への備えや支援においても、公的な枠組みだけで地域生活を支えることは非常に難しくなっています。こうした状況の中で、住み慣れた地域での絆づくりや支え合いの地域を創るための取組である地域福祉の重要性が増してきています。

第2期平塚市地域福祉リーディングプラン（以下「第2期計画」）は、すべての人が世代や立場を超えてつながりを持ち、互いに支えあいながら共に生きる「地域共生社会」の実現に向けて、行政だけでなく、地域住民や事業者、専門家団体等がそれぞれに力を発揮し、一丸となって地域福祉を推進していくための道しるべとなるよう策定したものです。

○ 本計画の目的と基本理念

地域に暮らす誰もがその人なりの役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることや人と人とのつながりを再構築し、新しい地域社会と安心できる未来を創っていくことが本計画の目的です。

地域共生社会を実現するために、住民一人ひとりが、相手も自己も尊重しながら、自身の力を発揮していきいきと自分らしく輝ける「地域共生力」の高い地域づくりを目指して理念を次のとおり定めます。

わたしたち一人ひとりが輝きながら 安心できる未来を創る共生のまち ひらつか

○ 本計画の位置付けと包括的策定

・包括的策定の考え方

住民の抱える地域生活課題が複合化・複雑化する中、2019年に策定した第4期平塚市地域福祉計画においては、各計画事業での相乗効果を狙って同計画のほか、第3期平塚市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会が策定）、第1期平塚市自殺対策計画、第1期平塚市成年後見制度利用促進計画、第1期平塚市生活困窮者自立支援計画を一体的に合冊として策定し、「平塚市地域福祉リーディングプラン」としました。

第2期計画の策定にあたっては、そうした考え方を継承するとともに、一体的策定をさらに一歩進め、基本理念や基本目標のほか、施策も含めて共有化することで5つの計画を一本化し、より包括的な計画としています。これにより、一体的策定の意義や目指すべき姿がさらに明確化し、個別の事業をさらなる相乗効果により効果的に進められるものと考えます。

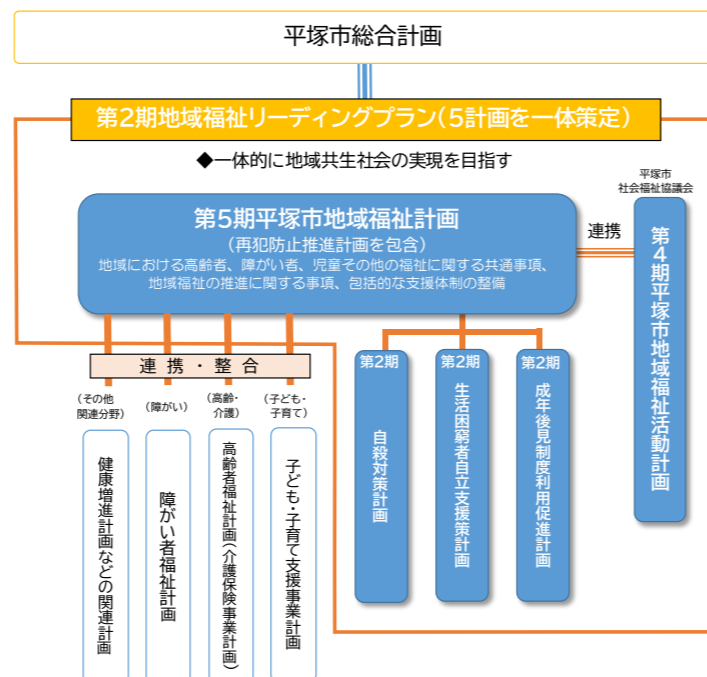
・各計画の関係性

各計画の位置付けと、本市の最上位計画である市総合計画等との主な関係概念図は右図のとおりです。

・計画期間

本計画の計画期間は、2024年度から2028年度までの5年間とし、必要に応じて、中間年において見直しを行うものとします。

【平塚市地域福祉リーディングプランと関連計画の概念図】



第2章 地域福祉の現状と課題

統計データや市民意識調査、地域福祉活動団体アンケート等から見えてくる傾向や状況を踏まえ、本市の地域福祉を取り巻く課題や取り組むべき内容を次のとおり、大きく3つに整理します。

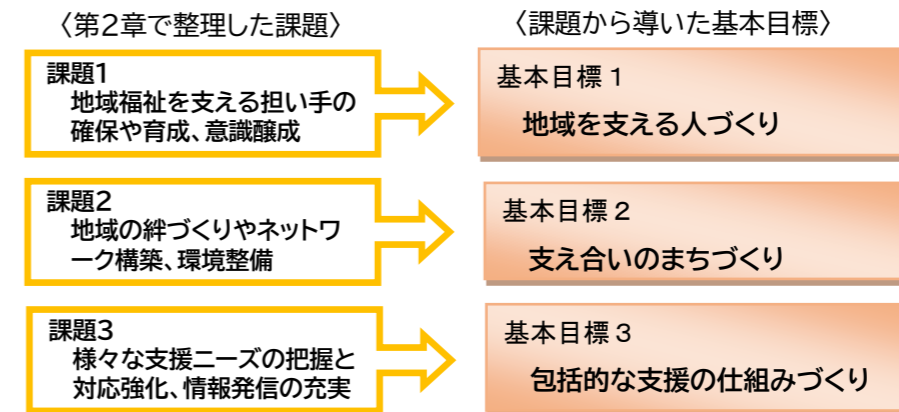
課題1 地域福祉を支える担い手の確保や育成、意識醸成

課題2 地域の絆づくりやネットワーク構築、環境整備

課題3 様々な支援ニーズの把握と対応強化、情報発信の充実

第3章 基本目標と施策の推進

安心できる未来を創る共生のまちづくりを推進するために、本市や市社協の取組だけでなく、地域住民や地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが、それぞれ自分事として主体的に地域福祉活動へ参画することを願い、第2章で明らかにした本市における3つの課題を踏まえた上で、本計画の目的の達成や基本理念の実現に向け、本計画における3つの基本目標を次のとおり定めます。



第4章 施策の展開

基本理念や第3章で述べた3つの基本目標に基づく9つの施策に沿って様々な事業に取り組みます。（施策体系と計画事業は裏面参照）
計画の進行管理に当たっては、事業の活動指標により事業ごとに進捗管理を行うとともに、各施策に位置づけた成果指標により施策ごとの評価を行うこととします。各事業ごとの活動指標は別冊にまとめています。

第5章 計画の推進

本計画を構成する各計画は、それぞれの計画を所管する「外部委員を中心に構成される懇話会」と「庁内組織」によって推進されます。また、各計画の具体的な事業や取組の推進に際しては、地域住民だけでなく、地域活動団体、当事者団体、町内福祉村などの住民相互支援団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業、商店会、よろず相談センター等の役割分担を明確にしながら、協働・連携して進めることを基本とします。

【施策体系と計画事業（第4章関連）】

